

生涯学習審議会と社会教育委員会議の統合について

現在、生涯学習振興課には、生涯学習審議会、社会教育委員会議の2つの会議体があり、それぞれ「生涯学習」「社会教育」という密接した関係にある2つのカテゴリについて審議をしておりますが、議事内容や委員属性等に類似・重複する点が多いという課題があります。

今後、社会教育を含めた生涯学習施策全体に関する審議・意見聴取を、より効果的・効率的に実施していくため、2つの会議体を発展的に統合します。

また、社会教育委員は、社会教育法に規定された属人的な役職であることから、統合後も引き続き、同委員が生涯学習審議会委員に就任する形で継続します。

1 生涯学習審議会

(1)設置目的

生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

(2)委員数

15人(定数:25人以内)

【主な構成】生涯学習の振興に関し、識見を有する者(生涯学習、経済団体、地域団体、学校教育の関係者及び学識経験者)

(3)任期

2年(現任期:R2.1.1～R3.12.31)※社会教育委員会議と同じ

(4)主な会議内容

生涯学習推進計画策定及び進捗管理における意見聴取

2 社会教育委員会議

(1)設置目的

社会教育に関し教育委員会に助言するため、社会教育に関する諸計画の立案や、教育委員会の諮問に対して意見を述べる。

(2)委員数

12人(定数:12人)

【主な構成】社会教育、家庭教育、学校教育の関係者及び学識経験者

(3)任期

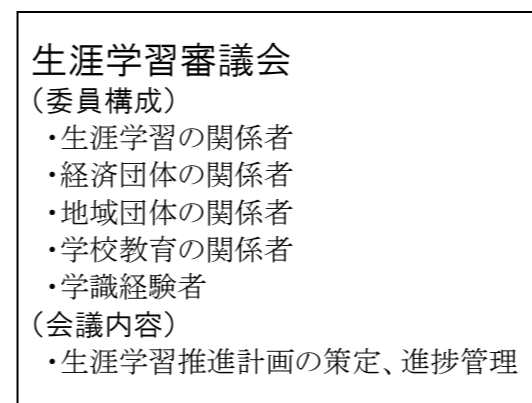
2年(現任期:R2.1.1～R3.12.31)※生涯学習審議会と同じ

(4)主な会議内容

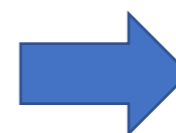
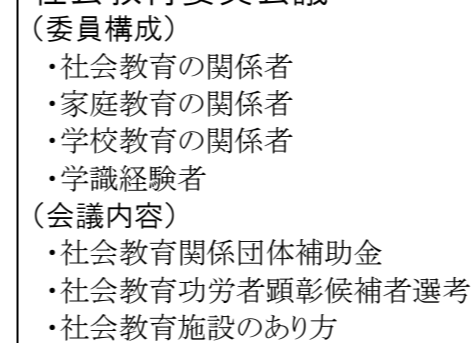
- ・社会教育関係団体への補助金交付における意見聴取
- ・社会教育功労者顕彰候補者の選考における意見聴取
- ・社会教育施設のあり方に関する検討、意見聴取

3 イメージ図

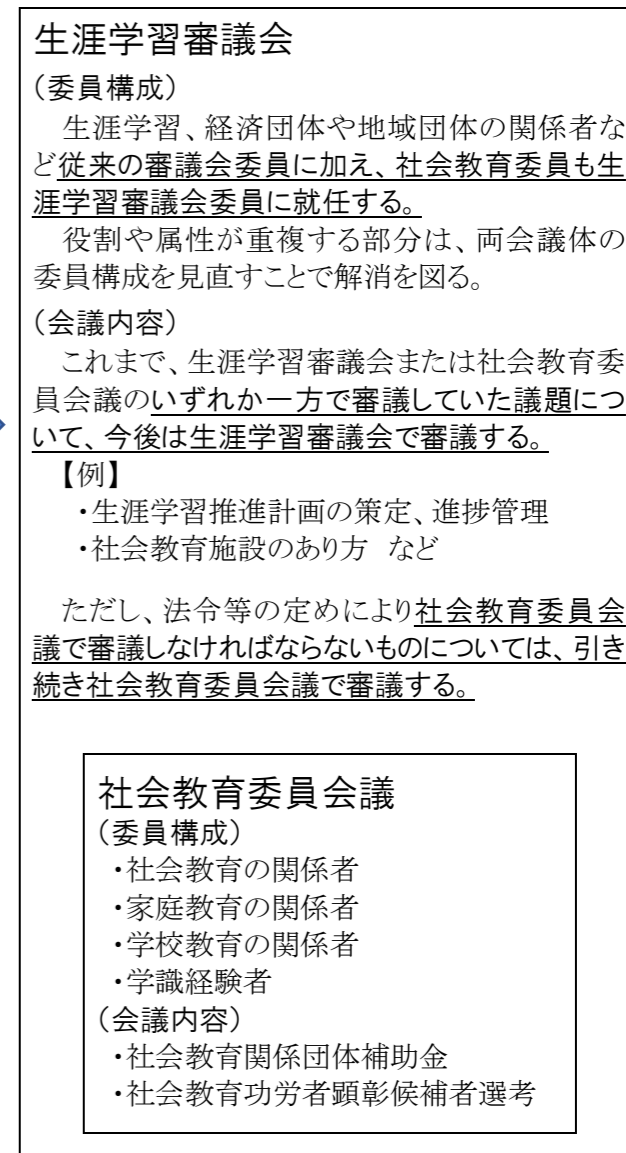
(現在)



社会教育委員会議



(統合後)



4 今後のスケジュール

令和3年9月 条例改正議案提出(市議会第3回定例会)

10月 公募委員募集

令和4年1月 条例施行

新委員就任

5 県及び他の政令市の状況

(1)千葉県

生涯学習審議会、社会教育委員会議とも全く同じ委員構成となっており、議事内容に応じ、それぞれの会議を実施

(2)他政令市

生涯学習審議会は静岡市のみ(社会教育委員会議は全政令市で設置)

○千葉市生涯学習審議会設置条例

平成5年7月9日
条例第26号

(設置)

第1条 本市は、千葉市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、千葉市教育委員会（以下「委員会」という。）又は市長の諮問に応じ、本市の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を委員会又は市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、生涯学習の振興に関し識見を有する者のうちから、市長の意見を聴いて、委員会が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○千葉市社会教育委員設置条例

昭和24年11月12日

条例第40号

改正 昭和26年11月28日条例第57号

昭和31年9月20日条例第17号

昭和44年7月15日条例第43号

平成22年3月23日条例第24号

平成26年3月20日条例第28号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（昭和44条例43・平成22条例24・平成26条例28・一部改正）

(定数)

第2条 委員の定数は、12人とする。

（平成22条例24・全改）

(委嘱の基準)

第3条 法第15条第2項の規定による委員の委嘱は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験のある者

（平成26条例28・追加）

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（平成22条例24・一部改正、平成26条例28・旧第3条繰下）

(議長及び副議長)

第5条 委員の会議（以下「会議」という。）に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選により定める。
- 3 議長は、会議の会務を総理し、会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（平成22条例24・追加、平成26条例28・旧第4条繰下）

(会議)

第6条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平成22条例24・追加、平成26条例28・旧第5条繰下)

(関係職員の出席等)

第7条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員の出席を求めることができる。

2 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(平成22条例24・追加、平成26条例28・旧第6条繰下)

(小委員会)

第8条 会議は、必要に応じて、小委員会を置くことができる。

(平成22条例24・追加、平成26条例28・旧第7条繰下)

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平成22条例24・追加、平成26条例28・旧第8条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和26年11月28日条例第57号)

この条例は、昭和26年12月1日から施行する。

附 則 (昭和31年9月20日条例第17号) 抄

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和31年9月1日から適用する。

附 則 (昭和44年7月15日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年3月23日条例第24号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月20日条例第28号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。